

五所川原市立三好小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号)第十三条により、三好小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいいます。また、「けんか」であってもいじめとなる場合があるので、しっかり調査します。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、以下に取り組みます。

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当担任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織(校内いじめ防止対策委員会)を設置します。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応します。

「校内いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には次の通りとします。

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割等

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、学校全体で積極的に取り組み、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めます。地域においても、子どもを温かく見守る環境作りを進めます。いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下速やかに対応します。

5 いじめ解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係る行為が三ヶ月以上、止んでいること」と、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たすこととします。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大な事態が発生した場合には、市基本方針並びに文科省のガイドラインにより、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告し、その後の調査の仕方や対応について相談します。また、児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性もあることから、しっかりと調査をします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、教育委員会の指導・助言の下、所轄警察署と連携して対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

7 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の指導とその保護者に対する助言を行います。また、事実確認により、判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際には、教育的配慮に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

9 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

平成26年 1月 策定
平成27年 8月一部改訂
平成30年 4月一部改訂
令和 4年 4月一部改訂

令和5年度 三好小学校いじめ防止プログラム

五所川原市立三好小学校

学期	月	いじめ防止対策委員会	防止対策	早期発見	備考
一学期	4月	◆校内いじめ防止対策委員会 (含生徒指導情報交換会) ・基本方針の確認 ・年間計画の確認 ◇保護者向け啓発資料	学級づくり 人間関係づくり (学級・縦割り班活動) 信頼関係の構築 「児童のやくそく」指導	アンケート 児童観察 チャンス相談	入学式・始業式 参観日 学校評議員会
	5月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会) ・参観日を受けて	学習規律指導 児童実態把握	アンケート 児童観察 教育相談週間	運動会
	6月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会) ◆教員研修会	道徳強化月間 共通価値項目授業	アンケート 児童観察 チャンス相談	なかよし集会 参観日
	7月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会) ・参観日を受けて	学級経営の見直し	アンケート 児童観察 チャンス相談 ◇保護者面談	学校自己評価 終業式
二学期	8月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会) ・保護者面談 ◆教員研修会	児童実態把握 学級づくり	アンケート 児童観察 チャンス相談	始業式
	9月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会)	人間関係づくり	アンケート 児童観察 教育相談週間	宿泊学習 (5・6年)
	10月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会)	体験活動	アンケート 児童観察 チャンス相談	学習発表会
	11月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会)	学級経営の見直し	アンケート 児童観察 チャンス相談	長縄大会 学校関係者評価
	12月	◆校内いじめ防止対策委員会(含生徒指導情報交換会) ◇情報モラル保護者啓発	情報モラル指導	アンケート 児童観察 チャンス相談	参観日 終業式 学校自己評価

三 学 期	1 月	◆校内いじめ防止対策委員会（含生徒指導情報交換会）	児童実態把握 人間関係づくり	アンケート 児童観察 教育相談週間	なかよし集会 始業式
	2 月	◆校内いじめ防止対策委員会（含生徒指導情報交換会） ・いじめ防止対策の評価 ・次年度の年間計画見直し ◇自己評価等の公開・報告	道徳強化月間	アンケート 児童観察 チャンス相談	スキー教室 参観日
	3 月	◆校内いじめ防止対策委員会（含生徒指導情報交換会） ・次年度年間計画作成	学級経営の振り返り	アンケート 児童観察 チャンス相談	学校評議員会 卒業生を送る会 卒業式 修了式